

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

含み損を抱えたゴルフ会員権の処理方法等

《内容》

関与先のA社が1,000万円で購入した株式制の会員権の取引相場は500万円に下落しており、回復の見込みはありません。この場合、その差額500万円については評価損の計上が認められるでしょうか。なお、この株式は上場株式等ではありません。

『答』

その会員権が1,000万円から500万円に下落したことは、時価の著しい低下とはいえませんが、単にそのことだけでは評価損の計上はできません。ゴルフ場会社の資産状態が著しく悪化したという要件をも満たす必要があります。

(解説)

1 法人税においては、企業がゴルフ会員権を取得した場合は、その取得価額をもって資産として計上します（法基通9-7-11）。

そして株式制のゴルフ会員権は、法人税法上はあくまでも有価証券である「株式」として取扱い、一般の株式と同じように評価損の計上ができるかどうかを判定します。

すなわち、上場株式等については、企業会計と同様に、時価が著しく低下した場合には評価損の計上が認められます（法法33②、法令68①二イ）。

これに対して、上場株式等以外の株式については、単に時価が著しく低下したというだけでは評価損の計上はできません。別途、株式の発行人の資産状態が著しく悪化したという要件が必要です（法法33②、法令68①二ロ）。具体的には次に掲げる二つの要件を満たさなければなりません（法基通9-1-9、9-1-11）。

(1) その株式の発行人の1株当たりの純資産価額が取得時の1株当たりの純資産価額をおおむね50%以上下回ることとなったこと。

(2) その株式の時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないこと。

2 そこで、ご質問のA社が有するゴルフ会員権について、この二つの事情が生じていれば評価損の計上が認められます。その会員権が1,000万円から500万円に下落したことは、時価の著しい低下とはいえませんが、単にそのことだけでは評価損の計上はできません。ゴルフ場会社の資産状態が著しく悪化したという要件をも満たす必要があります。

この点に関しましては、会員権の取引価額が下落したことをもって、直ちに発行会社の資産状態が著しく悪化したとはいえないから、評価損の計上は認められないとされた事例があります（平成12.5.30 審判所裁決）。

なお、預託金制のゴルフ会員権は、その内容は「預託金」という債権ですから、そもそも評価損の対象とすることはできません（法法33②）。

このように、ゴルフ会員権の評価損に関して、法人税では企業会計の考え方と異なっていますから、留意を要します。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著 作 権 な ど ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。